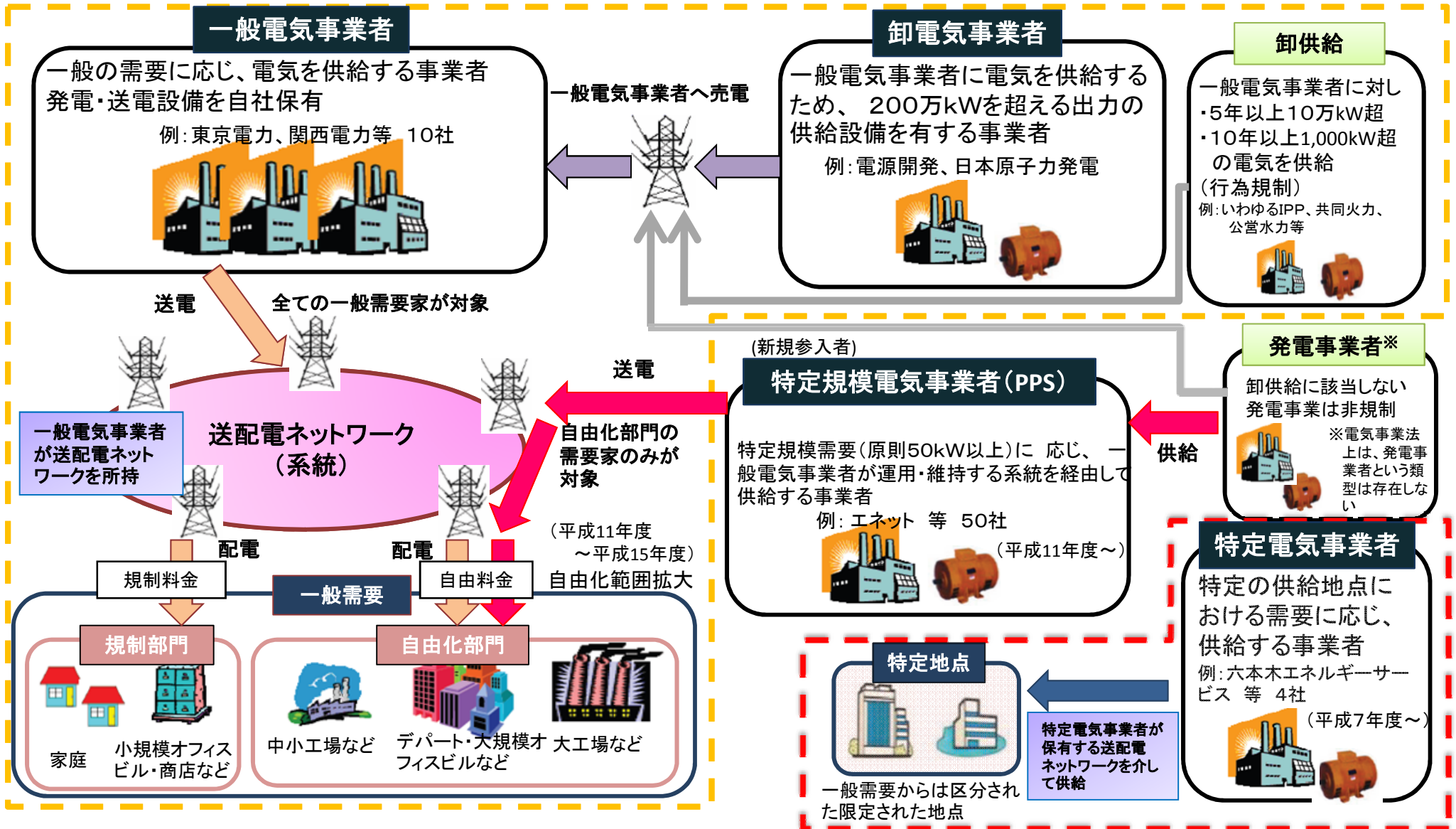


現行の電気事業制度について

電気事業者の多様化

○現在のところ、電気事業法上に定義された「電気事業者」は、一般電気事業者の他、卸電気事業者、特定電気事業者、特定規模電気事業者(PPS)の4類型。



一般電気事業について

- 電気事業法では、一般電気事業を一般の需要に応じて電気を供給する事業として定義しており、全国で10社が一般電気事業者としての許可を受けている。現在の一般電気事業者は、戦時下に設立された日本発送電及び9つの配電会社が、戦後、過度経済力集中排除法の指定を受けたことに伴い、全国9ブロックごとに1つの民間会社が発電から送電・配電を一貫して行う体制への再編により成立(※)し、昭和47年に沖縄電力が加わったもの。
- 一般電気事業者は、許可を受けた供給区域内における一般の需要(特定規模需要を除く)や、供給区域内においてPPSや他の一般電気事業者からの供給を受けていない需要家に対して供給を行う義務を負う。また、一般の需要(特定規模需要を除く)に応ずる電気を供給するためには、電気料金や供給条件について経済産業大臣の認可を受けることが必要とされている(電気料金を引き下げの場合には、届出での対応が可能)。
- このほか、一般電気事業者は託送料金や供給条件について定めた託送供給約款を作成し、経済産業大臣に届けることが必要であり、託送供給約款以外の供給条件で託送供給を行うことは禁止されている。また、託送供給の業務で知り得た情報を託送供給以外の業務のため利用等を行ったり、託送供給業務に関して、特定の電気供給事業者に対して有利または不利な取り扱いを行うことは、電気事業法によって禁止されている。

(※)発足当時に想定されたメリット・デメリット(出典:昭和36年版 電気事業の現状と電力再編成10年の経緯 電力白書)

「この9電力会社体制による電気事業の新しい運営に関して、再編成前、既に種々の議論がなされていたが、概略次の諸点が、電力再編成の影響としてあげられ、その成果が期待され、また、対策の必要性が考えられていた。すなわち、

(イ)発送配電を一貫運営することによって電力会社の供給責任が明確化され、かつ、自立経営の要求から独立採算を必要とされるので、サービスの改善と企業意欲の向上が期待される。

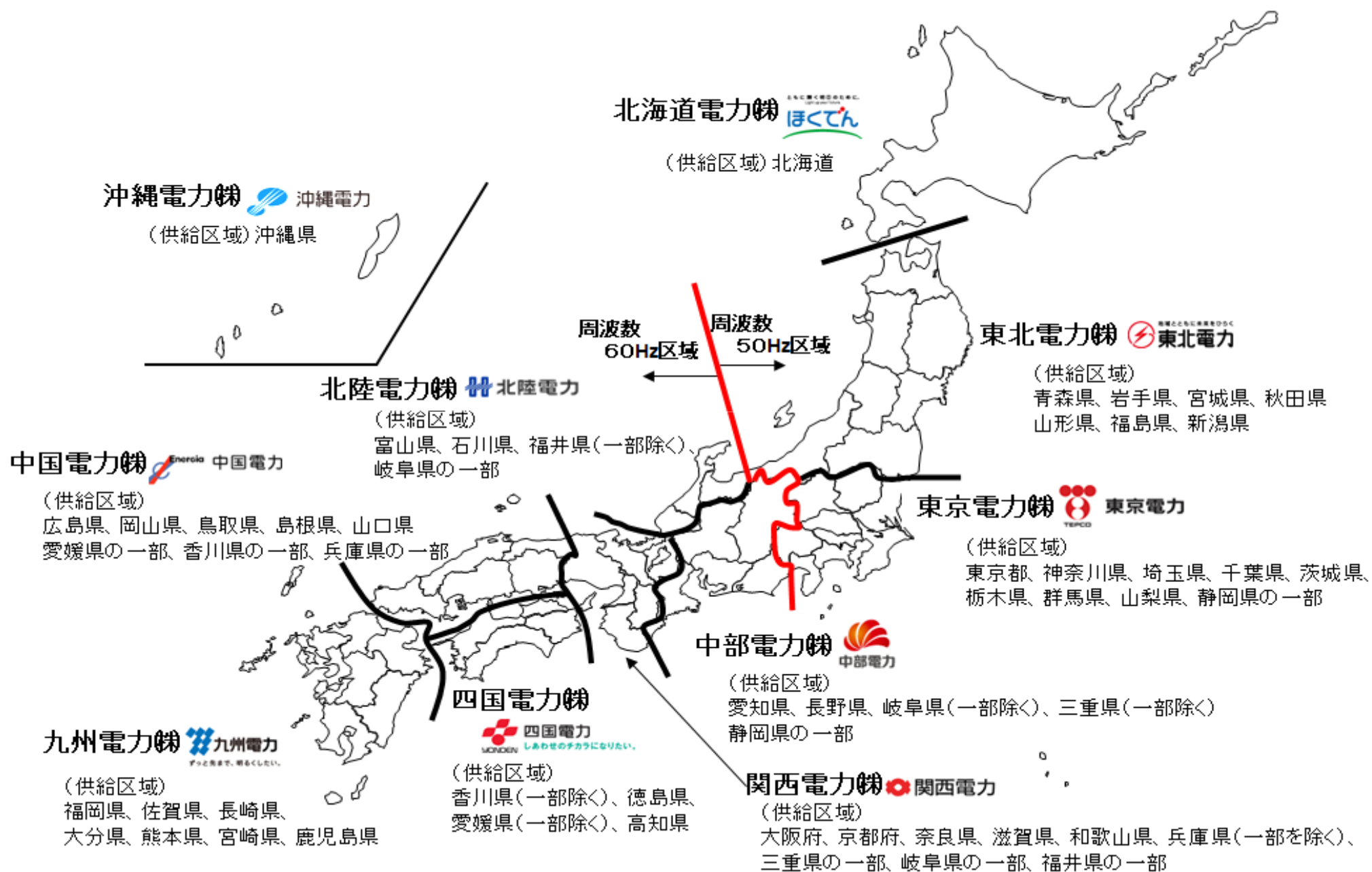
(ロ) 略

(ハ)再編成前は、日本発送電(株)が全国の主要発送電設備を所有して全国的な給電指令・電力系統の総合運用により全国的な電力需給調整を行っていたのに対し、再編成後は、新会社の経営の自主性が要求されるため、会社間電力融通の円滑は期し難く、電力会社間電力需給のアンバランスが危ぐされる。

(ニ)略

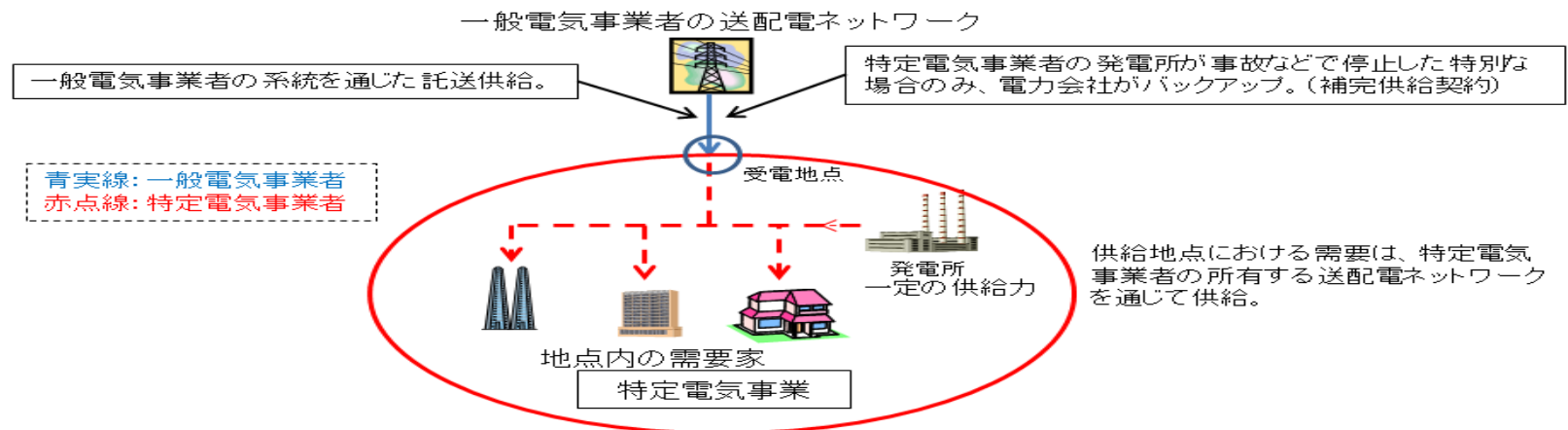
等であった。」

(参考)一般電気事業者の供給区域について



特定電気事業について

- 特定電気事業とは、特定のエリア(供給地点)の需要に対して電気を供給する事業のことであり、この事業を行う者を特定電気事業者という。
 - 特定電気事業者は、許可を受けた供給地点において、自ら送配電ネットワークを保有し当該供給地点における電力需要に対して供給する義務を負うほか、退出規制の対象となるなど、基本的に一般電気事業者と同様の規制に服している。
 - 供給地点における需要に対しては、原則として供給地点内に供給力を保有することが求められているが、平成23年の電気事業法改正(※1)により、再生可能エネルギーの導入円滑化の観点から、供給地点外の電源から一般電気事業者の託送供給により電気を調達することが可能となった(※2)。
 - 特定電気事業者の有する発電設備に事故が生じた場合や検査・補修の場合等において、一般電気事業者が不足する電力を供給地点の域外から供給するため、補完供給契約が制度的に措置されている。(経済産業大臣は、一般電気事業者に対して契約締結命令をすることが可能。)
- (※1)具体的な内容を定めた省令等については、平成24年4月頃までに施行予定。
- (※2)許可要件として、「地点内の電源のみで供給を行うこと」から、「地点内の電源の供給力(kW)を最大需要の50%以上確保すること」に変更する内容のパブリックコメントを平成24年3月1日まで実施したところ。



特定規模電気事業について

- 特定規模電気事業とは特定規模需要(特別高圧または高圧により受電し、契約電力が50kW以上の需要)に対する電気の供給を行う事業のことをいう。
- 一般電気事業者以外の者が特定規模電気事業を実施するには、電気事業法により経済産業大臣に届出を行うことが必要。届出を行った者を特定規模電気事業者(PPS)という。
- PPSは、電気事業法における供給区域(地点)内における供給義務や電圧・周波数の維持義務を負わないものの、電気の需給調整に係る使用制限や経済産業大臣による報告徴収の対象となるほか、電気事業者として電気事業者相互間の協調に服することが求められている。
- PPSが一般電気事業者による託送供給を通じて需要家に電気を供給する際には、30分間における実発電量と実需要量のそれぞれの合計値を一致させることが求められている(30分同時同量)。PPSの発電量が不足していた場合、PPSは一般電気事業者から不足分の供給を受け、当該補給に係る料金(インバランス料金)を支払うこととなる。
- このほか、PPSが託送供給によらず自らが維持し運用する電線路(自営線)を介して供給することが可能である。この場合、実施する20日前までに経済産業大臣に対して届出を行うことが必要である。

特定規模電気事業・託送のイメージ

